

第4回 熊本市人権尊重のまちづくり条例検討委員会 議事要旨

【日時】 令和8年(2026年)2月12日(木)午後6時30分~午後8時00分

【場所】 熊本市総合保健福祉センター(ウェルパルクまもと)3階 すこやかホール

【出席委員】 梅澤委員(Web出席)、岡委員、勝本委員、高橋委員、徳永委員、
原村委員、松本委員、宮川委員

【会議次第】 1 開会

2 議事

(1)他の自治体における人権侵害等への対処について

(2)人権に関する市民アンケート(R7年12月実施分)の結果について

(3)条例の構成案について

(4)今後の進め方について

3 閉会

【配布資料】 資料1…他の自治体における人権侵害等への対処について

資料2…人権に関する市民アンケート(R7年12月実施分)の結果について

資料3…人権尊重のまちづくり条例(仮称)構成案(イメージ図)

参考資料1…(大阪市)ホームページより

参考資料2…人権に関する市民アンケート(R7年12月~R8年1月)

参考資料3…人権尊重に関する条例について参考とする条文

【議事】

(1) 資料1、他の自治体における人権侵害等への対処について

事務局から資料に基づき説明を行った。

(2) 資料2、「人権に関する市民アンケート(R7年12月実施分)の結果について」

事務局から資料に基づき説明を行った。

(各委員からの発言等)

委員:アンケートでは18歳未満の若年層の人権侵害を受けたことがあると回答した割合が低かったのが意外だった。学校でのいじめは、非常に大きな課題であるが、子どもたちの間ではいじめが人権侵害に当たるという認識が低いのではないかと。

委員:学校でのいじめがあると答えたのは、若年層よりも50歳代と60歳代の方が多かった。子どもたちが被害にあっているというのを親世代は感じているが、実際の子どもたちは感じていないのかもしれない。

委員:今回のアンケートでは、自分たちの身近なところで人権侵害が起こっていると感じる回

答が多かった。この結果を踏まえ、女性、子ども、障がい者、外国人、部落差別（同和問題）などの人権課題についても、自分と遠いところにあるものではなく、日常の中でどこにでも起こり得る問題として捉え、わがこととして認識できるような条例にすることが重要であると考える。

(3) 資料3、「条例の構成案について」

事務局から資料に基づき説明を行った。

委員：個別分野の人権課題を対象として別途取り上げて規定するかについては、何を取り上げ、何を取り上げないとするかはなかなか難しい。個々の人権課題や人権侵害については、前文や総則の中に含めて定める方が良い。

委員：水俣病やハンセン病という歴史的な人権課題は、時代が変わっても変わることはない。今後、発生する新しい人権の問題についても、いつの時代であっても、これは差別である、人権侵害だというのが分かるような表現を検討すべきである。また、アンケートの回答には、出身高校差別などもあった。そういった差別も含め、個別分野の人権課題を設けるのではなく、様々な人権問題を総則の中で定める方が良いと思う。

委員長：性別による差別意識が無自覚に、まだ存在しているというのが現実であり、ジェンダーアイデンティティの問題とも密接にかかわっている。学校現場ではこうしたいじめが生じている。いじめが人権侵害だと理解させる教育や啓蒙も条文に盛り込むべきである。今の子どもたちは、以前と比べると「言うてはいけないこと」や、「これは差別だ」ということは、割と理解できているようだ。しかし、なお、判断があいまいな場面もあるのではないかと。子どもたちの教育に携わるものの責任は重大と言える。教育に携わるものの責務を条文に明確に位置付けることも検討すべきではないかと考える。

委員長：条例で、例えばヘイトスピーチを規制する場合には、表現の自由への配慮は必要となるが、それがかえってヘイトスピーチを助長させることにもなる。また、例えば伝統的な文化や慣習の中で性別などの属性を理由とした差別的な考え方や行為が行われている場合には、必要に応じてそれらの行為を是正し、改善しなければならない場面もでてくる。そのため、そのような人権侵害にあたる行為は間違いであるということを正しく理解してもらうための人権教育や啓発が必要となる。また、実際に人権侵害があったときには、それを指摘し、否定できるような条例にすべきである。

委員：学校職員に対する過度な要求や、民間企業のカスタマーハラスメント、職場でのパワハラなど、市民の責務や役割として、人権侵害を起ささないようにしていくことも重要だと思う。ひと昔前の時代は通用しても、今は通用しないという市民等への人権教育や啓発が必要で

ある。

委員長：ハラスメントは、結局は無自覚な差別意識によって生じる。年齢的な見下しや、お客様は絶対といった上下関係意識が背景にある。日本国憲法が掲げる平等は、機会保障を基本としているが、形式的に同じ機会が与えられても、例えば障がいのある人とそうではない人では、実質的には対等ではない。条例が目指すところは、実質的な平等を図っていくことであるとする。我々の生活の中には無自覚な差別意識による行動や考え方が残っている。条例の制定を通じて、そういうことが差別であると言える意識を向上させる契機としたい。

委員：「SOGI」の概念については、近年様々な自治体で徐々に使われるようになってきた。一方、学校現場で教えられるのは、「LGBT」や「LGBTQ」までであり、「SOGI」というのは初めて聞くという学生もいる。「SOGI」という言葉を聞いて、他人事ではなく自分ごとのように捉えられるようになったといった感想を持つ学生もいる。差別を自分ごととして理解するためにも条例にはいろんな言葉を適切に入れていく方が良いと思う。ただし、本市の条例で用いるには少し早すぎるかなという思いもある。どこまで踏み込んでいくのかは検討が必要。

委員：差別は、違いを受け入れられないことが根本にあるのだと思う。多様な文化や価値観を受け入れ、許容する姿勢が大切だと考えている。ただし、いろんな文化を許容すると、伝統文化との関係が問題となり、その点が悩ましいところである。人に対する優しい心を促すような内容を条例に盛り込むことができれば良いと思う。

委員：条例ができた時には新しい概念であったとしても、何年か経つと、また別の新しい概念が出てくる。どこまで今の時点での新しい概念を入れるのかといった問題がある。将来の変化に対応できるような言葉で表現する必要がある。

委員長：例えば、男性中心的な社会で育った人にとっては、無自覚に差別していることを、突きつけられるとショックを受けると思うかもしれない。そういう場合、教育や研修でサポートできるような内容の条例になればいいと思う。子育てにおいても、子どもと親の関係が対等な人格として尊重されるべきであり、感情的に怒ったり、暴力的になったりすることは許されないという現代の人権意識を共有できるような表現を盛り込みたい。

委員長：多くの自治体では、市民等の責務として差別の解消に資する施策の協力に努めるものとする定められているが、これには一定の実効性があるといえる。市民に協力を約束してもらおうとともに、行政が市民等への指導等を行う根拠となる規定になる。しかし、このことにより、他の自治体にはない義務が発生することになり、市民としての権利や自由を狭めることになるのではないかと議論にも発展しかねないので慎重になる必要がある。

委員：条例で禁止するような出来事があった時に、条例にどれほどの力を持たせるのかということについて考えると、これまでのアンケートの結果をみても、本市にそれほど急いで取り組まなければならない実情があるとは思えない。むしろ、人権を尊重したまちづくりをしていこうという理念や目標を条例という形で示すことの方が、意味があるのではないかと考える。人権侵害行為と思えるようなものがあつた時に、どういう対応をするかという問題もあるが、今の段階では、理念を打ち出すことの方が重要なのではないかと思う。

委員長：今回の流れでいえば、理念型の条例をまずは策定し、その後の段階でどこまで具体的施策を進められるかを検討するべきである。現時点では、市や市民等の責務を定めるところまでを条例化するのが適当であると考えてる。

委員：男女共同参画の活動に関わる中で、近年は女性が企業や団体の役職に就く機会が増えてきたと感じている。特に福祉とか医療関係とかでは、女性の活躍が顕著になっている。その一方で男性が意見を言いにくい状況も生じているといった課題もある。

委員長：差別を是正しようとする、一時的に逆転現象が起こることがあるが、これが続くと再び元の不平等が生じかねない。男女の例では、数値的には男女平等に近づいているものの、「男性が弱い」「女性が強い」といった対立ではなく、性別に関わらず、それぞれが能力を発揮し、自由な競争ができる社会を目指すことが重要であると考えてる。

事務局：本日いただいた意見を整理し、次回の検討委員会では条例の構成案を提示したい。

(4) 今後の進め方について

第5回の検討委員会については、4月以降に開催予定。